

新型インフルエンザ等対策に関する 業務計画および事業継続計画

2025年9月

筑紫ガス株式会社

1. 総 則.....	1
1 - 1 目的、基本方針.....	1
1 - 2 計画の運用.....	1
1 - 3 新型インフルエンザ等対策の実施体制.....	1
2. 非常体制移行前（準備期）の対応.....	3
2 - 1 情報収集及び周知.....	3
2 - 2 新型インフルエンザ流行時の事業運営体制の検討.....	3
2 - 3 従業員等への感染の予防のための措置.....	3
3. 第一次非常体制における対応.....	4
3 - 1 情報収集及び周知.....	4
3 - 2 関係機関との連携.....	4
3 - 3 感染拡大時の事業運営体制.....	4
3 - 4 感染拡大予防のための措置.....	4
4. 第二次非常体制における対応.....	4
4 - 1 情報収集及び周知.....	4
4 - 2 関係機関との連携.....	5
4 - 3 感染拡大時の事業運営体制.....	5
4 - 4 感染拡大予防のための措置.....	5
5. 事業継続計画.....	6
5 - 1 基本方針と前提条件.....	6
5 - 2 優先業務の選定.....	6
5 - 3 非優先業務の停止.....	8
5 - 4 出勤を停止した場合の措置.....	8
5 - 5 人員計画.....	9
5 - 6 社会・お客さまへの広報.....	9
6. その他.....	9
6 - 1 教育・訓練.....	9
6 - 2 計画の見直し.....	9
別表第1-1.....	10
別表第1-2.....	11
別表第2.....	11
別表第3.....	12

1. 総 則

1 - 1 目的、基本方針

この業務計画（以下「この計画」という。）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第9条第1項に基づき、新型インフルエンザ等が国内外において発生及びまん延した場合においても、人命最優先の原則から感染拡大防止を前提に、都市ガスの供給を可能な限り維持し、ライフライン事業者としての社会的使命を果たすため、必要な対応・措置を定めるものである。

1 - 2 計画の運用

(1) 新型インフルエンザ等の定義

この計画の対象とする「新型インフルエンザ等」とは、以下のとおりとする。

- ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）第6条第7項に規定される新型インフルエンザ等感染症。
- ② 感染症法第6条第8項に規定される指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）。
- ③ 感染症法第6条第9項に規定される新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）。

- (2) 被害の想定新型インフルエンザ等発生時の被害は、都市ガス事業者の従業員の40%が欠勤することを想定する。また、他の社会機能維持者（※）は最低限度の稼働がなされていると想定する。

※治安を維持する者、ライフライン事業者（電力・ガス・水道）、ライフラインを維持するために必要な物資を輸送する者、国または地方公共団体の危機管理に携わる者、国民の最低限の生活維持のための情報提供に携わる者

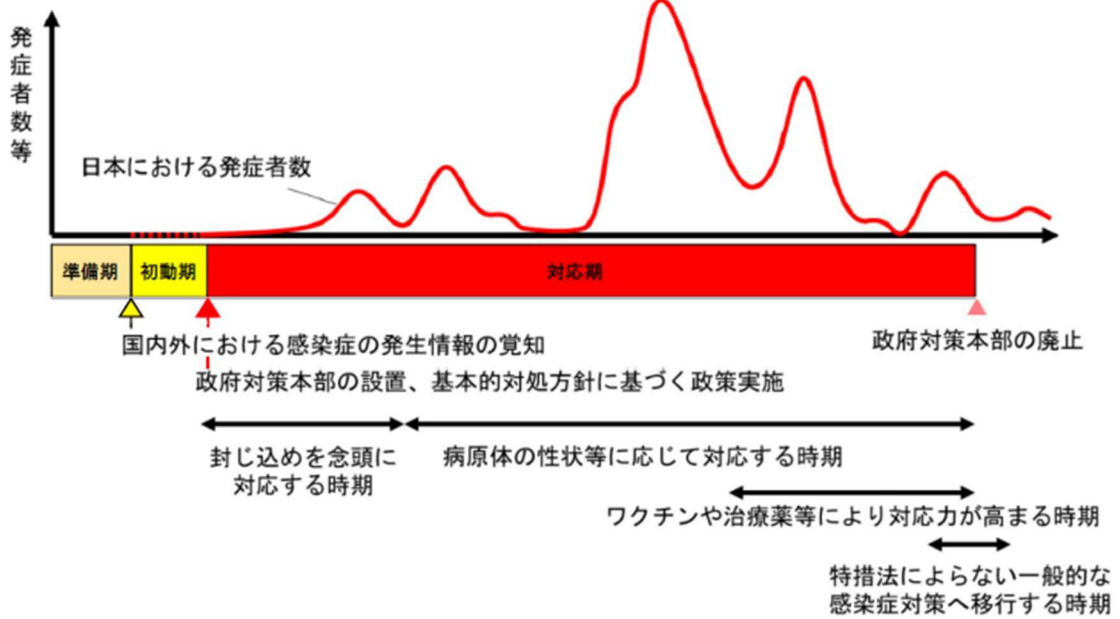
1 - 3 新型インフルエンザ等対策の実施体制

(1) 新型インフルエンザ等の発生段階

発生段階	状態	
準備期	新型インフルエンザ等の発生を覚知する以前まで	
初動期	新型インフルエンザ等の発生を覚知後、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、実行されるまで	
対応期	初動期以後、政府対策本部が廃止されるまで	封じ込めを念頭に対応する時期
		病原体の性状等に応じて対応する時期
		ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
		特措法によらない一般的な感染症対策移行する時期

【新型インフルエンザ等発生時の発症者数のイメージ】

※ 実際の感染症危機においては様々なパターンが想定される。



引用：内閣感染症危機管理統括庁 資料

(2) 新型インフルエンザ等が国内で発生した場合は、非常体制をとり、非常対策本部を設置する。

新型インフルエンザ等の発生段階 (政府対策本部・都道府県の決定・判断による)	体制の区分
準備期	通常の事業運営体制
初動期	第一次非常体制 (第一次非常対策本部を設置)
	第二次非常体制 (第二次非常対策本部を設置)
対応期	第一次非常体制 (第一次非常対策本部を設置)

※ 非常体制は、状況に応じて適切に切り替える

(3) 非常体制は、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、政府や自治体の情報をもとに、柔軟かつ機動的な切替えを行う。

(4) 非常体制への移行もしくは切替は、非常体制を維持運営管理する本部室（以下単に「本部室」という。）の具申に基づいて社長が決定する。ただし社長が不在の場合には規定の代行順位に

基づき〔別表第2〕により代行する。

- (5) 非常体制時には、的確かつ迅速な対応をはかるため、特別な組織および分担体制〔別表第1－1、別表第1－2〕を整備する。また、体制がより有効に機能するよう、訓練等を必要に応じ実施する。
- (6) 非常体制においては、規定の手順に基づき〔別表第3〕に定めるとおり外部諸機関との連絡を密に取る。
- (7) 平常時より、新型インフルエンザ等の発生及びまん延に備えて、従業員の安全確保を行いつつガスの安定供給を行うために最低限必要な業務について、予め課題を抽出・検討し、実施体制等の条件を整備する。また、ガス事業継続のために必要な交代・補助員確保のための課題を抽出し、対応策についても検討する。
- (8) 社長またはその権限代行者は、国が「新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言」を宣言した場合、その他必要がなくなった場合には、非常体制を解除または変更する。

2. 非常体制移行前（準備期）の対応

2－1 情報収集及び周知

- (1) 総務部等は、国、地方自治体、事業者団体、医療機関等〔別表第3〕に定める外部諸機関を通じて国内外の新型インフルエンザ等の感染状況等に関する情報を入手するとともに、これらと適切に情報交換を行う。
- (2) 総務部等は、得られた情報を、必要に応じて迅速かつ適切に関係部所に周知し、本部室の設置を具申する。

2－2 新型インフルエンザ流行時の事業運営体制の検討

- (1) 新型インフルエンザ等の発生及びまん延に備えて、社員の安全確保を行いつつガスの安定供給を行うために最低限必要な業務について、予め課題を抽出・検討し、実施体制等を整備し定める。
- (2) ガス事業継続のために必要な交替・補助員確保のための課題を抽出し、対応策を検討する。

2－3 従業員等への感染の予防のための措置

- (1) 総務部は、医療用マスク、ゴーグル等の衛生資材を必要数備蓄する。また、手指消毒や検温を実施し、事業所内へのウイルスの侵入を極力抑制する措置をとる。
- (2) 第一波流行収束後の小康時期には、第二波以降に備えて、消費したマスクや消毒薬などの衛生資材等の補充が支障なく実施できるよう、計画を策定しておく。

3. 第一次非常体制における対応

3-1 情報収集及び周知

- (1) 2-1 (1) 及び〔別表第3〕に定める外部諸機関を通じて国内外の新型インフルエンザ等の感染状況等に関する情報を入手するとともに、これらと適切に情報交換を行う。
- (2) 国内外の新型インフルエンザ等感染状況等に加えて、全社の新型インフルエンザ等罹患状況を継続的に把握する。
- (3) 得られた情報を、必要に応じて迅速かつ適切に関係部所に周知する。

3-2 関係機関との連携

- (1) 社員等及びその家族が新型インフルエンザ等に感染した場合は、地域の保健所等と綿密な連携を取り、指定医療機関等での医療措置に協力する。
- (2) その他、県からの要請を受け、感染拡大に必要な措置等に適宜協力する。

3-3 感染拡大時の事業運営体制

- (1) 広報総務班、厚生班、お客さま対応班、大口顧客班、導管班、生産班、システム班は、新型インフルエンザ等の感染状況に応じて、1-3 (2) に定める事業運営体制へ移行する。
- (2) 各班は、非常対策本部の指示により、(1) の事業運営体制に協力する。

3-4 感染拡大予防のための措置

厚生班は、第一次非常対策本部設置後、速やかに以下の事項を周知・徹底する。

- ① 新型インフルエンザ等の基礎知識とマスク着用、手洗い・うがい励行等の感染予防対策に加え、感染拡大を防止するための「咳エチケット」等。
- ② 設置される健康相談窓口とその活用方法。
- ③ 発熱時には直ちに医療機関を受診し医師の指示に従うべきこと。
- ④ 社員等及びその家族が新型インフルエンザ等に感染した場合、または感染者に接触した場合の、会社への連絡、勤務の取り扱い等、社員等が取るべき措置に関すること。
- ⑤ 会議・集会等とその出席者数の制限に関すること。
- ⑥ 新型インフルエンザ等発生国・地域への滞在・出張・旅行等に関する取り扱い。

4. 第二次非常体制における対応

4-1 情報収集及び周知

3-1 に定める情報収集および周知を継続、強化して行う。

4-2 関係機関との連携

3-2に定める関係機関との連携を継続、強化して行う。

4-3 感染拡大時の事業運営体制

- (1) 新型インフルエンザ等の発生及びまん延時においても、社員の安全確保を行いつつ都市ガスの安定供給に最大限努めるため、新型インフルエンザ等の感染状況に応じて、5.の事業継続計画に基づく事業運営体制を構築する。
- (2) 各班は、本部室の指示により、(1)の事業運営体制に協力する。
- (3) 本部室は、優先業務実施に必要な要員の欠勤状況に応じ、要員・代行者確保策を強化し、実施する。
- (4) 広範囲に供給支障が発生する等、事業運営に大きな支障をきたすおそれがある場合には、本部室は、必要に応じて日本ガス協会等の関係機関等と連帯し、事業運営の継続に最大限努めるものとする。

4-4 感染拡大予防のための措置

厚生班は、第二次非常対策本部設置後、3-4に定める周知内容を再徹底することに加えて、以下の項目等に取り組む。

- ① 国内外の新型インフルエンザ等感染状況に加えて、会社の新型インフルエンザ等罹患状況を継続的に把握し、周知する。
- ② 社員等及びその家族が新型インフルエンザ等に感染した場合は、地域の保健所等と綿密な連携を取り、指定医療機関等での医療措置に協力する。
- ③ 会議・集会に加えて、教育研修・イベント等の延期または中止の検討をするよう各班に指示する。
- ④ 第二次非常対策本部の指示に基づき、必要な職場へ医療用マスクを配布するとともに、通勤時の着用を義務化する。
- ⑤ 国及び地方公共団体の指示に基づく、ワクチン接種の新型インフルエンザ等予防措置を実施する。
- ⑥ 国等の指示に基づき、患者発生国・地域に駐在する社員等及びその家族、または患者発生国・地域から帰国した社員数及びその家族に対し必要な措置を講ずるとともに、今後の患者発生国・地域に対する海外渡航の是非を検討し、渡航の取りやめ等の勧告を行う。

5. 事業継続計画

5-1 基本方針と前提条件

(1) 最優先事項

お客さま、従業員（家族含む）、供給継続に資する関連事業者の生命保護は事業継続に優先する。

(2) 目的

都市ガスの供給・製造について、大規模な供給途絶を招かないことを目的とする。特にお客さまと面对する業務は最小限度に留める。

(3) 被害想定

従業員の40%が欠勤することを想定。

(4) 事業計画の発動

以下の事業計画は、原則として国内で発生が確認された時点で発動するが、最終的には対策本部長が発動する。

(5) 供給継続に資する関連事業者との連携

供給の継続に不可欠な協力企業、取引事業者と十分な協議を行う。

5-2 優先業務の選定

(1) 各部門は、自らの業務を下表の2つに分類する。

区分	名称	内容
A	優先業務	都市ガスの供給維持に必須な業務及びその支援業務（システム、広報、電話受付、勤務管理等）
B	非優先業務	都市ガスの製造・供給の継続に直接関与しない業務

(2) 具体的な業務の区分

次のとおり業務を区分する。

業務の区分

部門	業務	区分	備考
永岡工場 (原料・製造)	原料、LPG、LNGの調達	A	LPG・LNG発注
	原料受入業務	A	ローリー受入
	都市ガスの製造業務	A	熱量調整、付臭
	製造関連施設の維持管理業務 (古賀計量所を含む)	A	ホルダーを含む設備の保守点検、巡回、応急処置等

	製造に必須なシステムの保守業務	A	システムの維持
導管事業本部 (供給)	供給に必須なシステムの保守業務	A	システムの維持
	供給管理、圧力管理	A	中長期的な供給計画除く
	主要導管の維持管理	A	主要ガバナ
	主要導管以外の維持管理	B	法定の漏えい調査含む
	ガス導管工事（内管工事を含む）	B	新設含む。但し、緊急性を有するものはA
	緊急保安 ガス漏れ、供給支障対応の要員	A	（注意1）
	広報	A	担当業務に関わる広報
総務部 (システム管理) (総務) (経理) (広報) (資材) (厚生)	イントラネット等必須なシステムの保守業務	A	システムの維持
	対策本部支援業務	A	
	労務管理	A	感染拡大防止に係る業務
	経理処理	A	会社維持に必要なもの（給与等）
	広報	A	別表第3に関わる広報やマスコミ対応
	資材類（導管材料含む）の調達	B	在庫の不足が生じる可能性がある場合は、Aに移行
	必要物資の確保	A	衛星品（マスク等）、食料、備蓄品 在庫管理
	厚生	A	社員の勤務状況・安否の確認等
営業統括本部 (お客さま関連業務)	上記以外	B	
	お客様対応（緊急性を要するもの）	A	（注意2）
	定期保安巡回	B	法定周知・調査含む
	開閉栓	B	新設開栓含む（注意2）
	検針	B	
	面対しての料金収受	B	銀行振り込み等は継続
	電話受付	A	
	内管工事	B	新設含む。但し、緊急性を有するものはA

	ガス機器販売、修理 警報器及びメーター取替	B	(注意2)
	新規営業	B	
	広報	A	担当業務に関わる広報
	上記以外のサービス業務	B	

(注意1)

緊急保安業務のうち、下記の面対が必要なものについても抑制を検討する。但し、(注意2) 参照。

○マイコン復帰 電話で復帰をして頂く。ガス臭い等の異常がない限り出勤しない。

○灯内内管修理 検知器調査等でメーターガス栓まで異常がないことが確認できた場合は、メーターガス栓を閉止しガスの使用ができないことを要請する。すなわち、灯内内管の修理は行わない。

○機器修理 当該機器の使用を中止して頂く。

(注意2)

お客さまが社会機能維持者、救急指定病院等、社会的重要な施設であった場合は別途対応する。

5-3 非優先業務の停止

5-2で選定したB（非優先業務）については、原則として新型インフルエンザ等の小康期まで行わない。

法定業務については、所管する経済産業省（局・監督部含む）へ事前連絡する。

また、検針については、お客さまと対面せず実施できる場合には、マスク等を装着して実施する。非優先業務を停止するにあたっては、既予約分の扱い等、停止手順をあらかじめ決めておくこと。

5-4 出勤を停止した場合の措置

(1) 在宅勤務の検討

5-2で選定したAの業務について、在宅で可能なものは極力在宅で行う。そのために必要なPC等の持ち出し規定についてもあらかじめ策定しておく。

(2) 健康管理の徹底

家庭で感染しないよう、不要不急の外出は避け、健康管理を徹底する。

(3) 会社との連絡

Bの業務に従事し、在宅勤務とされた場合でも、A業務の交替要員として出勤となる場合もある。したがって、常に連絡先を非常対策本部に届出しておくこと。

5-5 人員計画

部門	主な継続業務	最低要員数
総務部・経営企画室	労務・資材管理・広報	3人
永岡工場	原料発注・受入、製造管理、巡回点検	2人
導管事業本部	供給管理、圧力管理	4人
営業統括本部	電話受付、注意2の業務、Aに該当する内管工事	6人
合計		15人

5-6 社会・お客さまへの広報

新型インフルエンザ等流行時に、ガス事業運営に関して、お客さま・地域社会・マスメディア等に情報提供する。

（例：「ガス供給に支障ありません」「新設工事や機器修理は収束後にお願いします」）

6. その他

6-1 教育・訓練

(1) 感染予防に関する教育

感染予防に関して、従業員全員に対し教育・訓練を計画して実施する。

(2) 感染発生を想定した初動訓練

感染発生を想定し、感染者が確認された場合の初動措置などの適切な対応ができるよう計画的に訓練を実施する。

(3) 供給継続に係る訓練

優先業務Aの指定を受けた従事者に対して、通常の業務以外の指定を受けた者はその業務が円滑に実施できるよう訓練する。

(4) 全体訓練

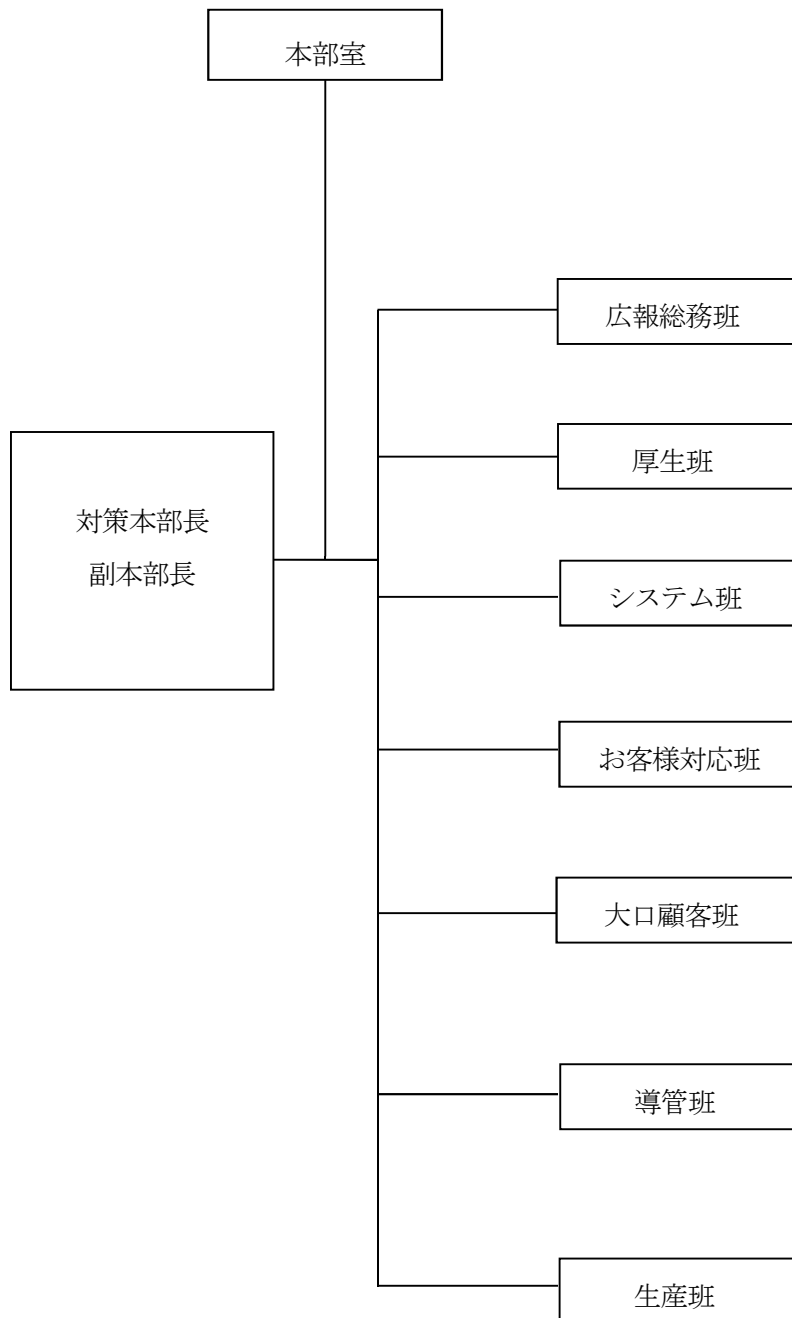
全体訓練として、非常対策本部の設置に始まり、優先業務Aの遂行に至る一連の流れを関係者で確認する訓練も計画して実施する。

6-2 計画の見直し

新型インフルエンザ等の発生及びまん延時は、必ずしも予測されたように展開するものではなく、発生する事態も様々であると想定されることから、今後の情勢の変化等を踏まえて、この計画は、随時見直し、必要に応じて、修正を加えるものとする。

別表第1-1

＜非常体制（非常対策本部）の組織図＞



別表第 1-2

非常体制の分担業務

統括・班	部署名	主な役割・業務
対策本部長	社 長	非常対策本部業務の推進・統括
副本部長	専 務	対策本部長の補佐
本部室	役員・部長	非常対策本部内実施策の検討・実施
広報総務班	総務部	外部広報対応、役所対応、警備に関する事項
厚生班	総務部	社員・グループ社員の勤務状況・安否の確認、感染予防・感染拡大阻止にかかる諸行動の周知徹底
システム班	総務部	社内 I T システム維持に関する事項
お客さま 対応班	営業統括本部	一般のお客さま対応、受付対応 対外周知（HP、SNS 等）
大口顧客班	営業統括本部	大口お客さま対応
導管班	導管事業本部	供給操作の検討・実施、導管事故処理計画検討・ 実施、導管警備体制の確立
生産班	永岡工場	L N G ローリールート変更等の検討・実施、 ガス製造に関わる事項、製造所等警備に関する事項、 生産・稼動計画見直し検討・実施、

※グループ会社は、必要に応じて適宜、各班に組み込むものとする。

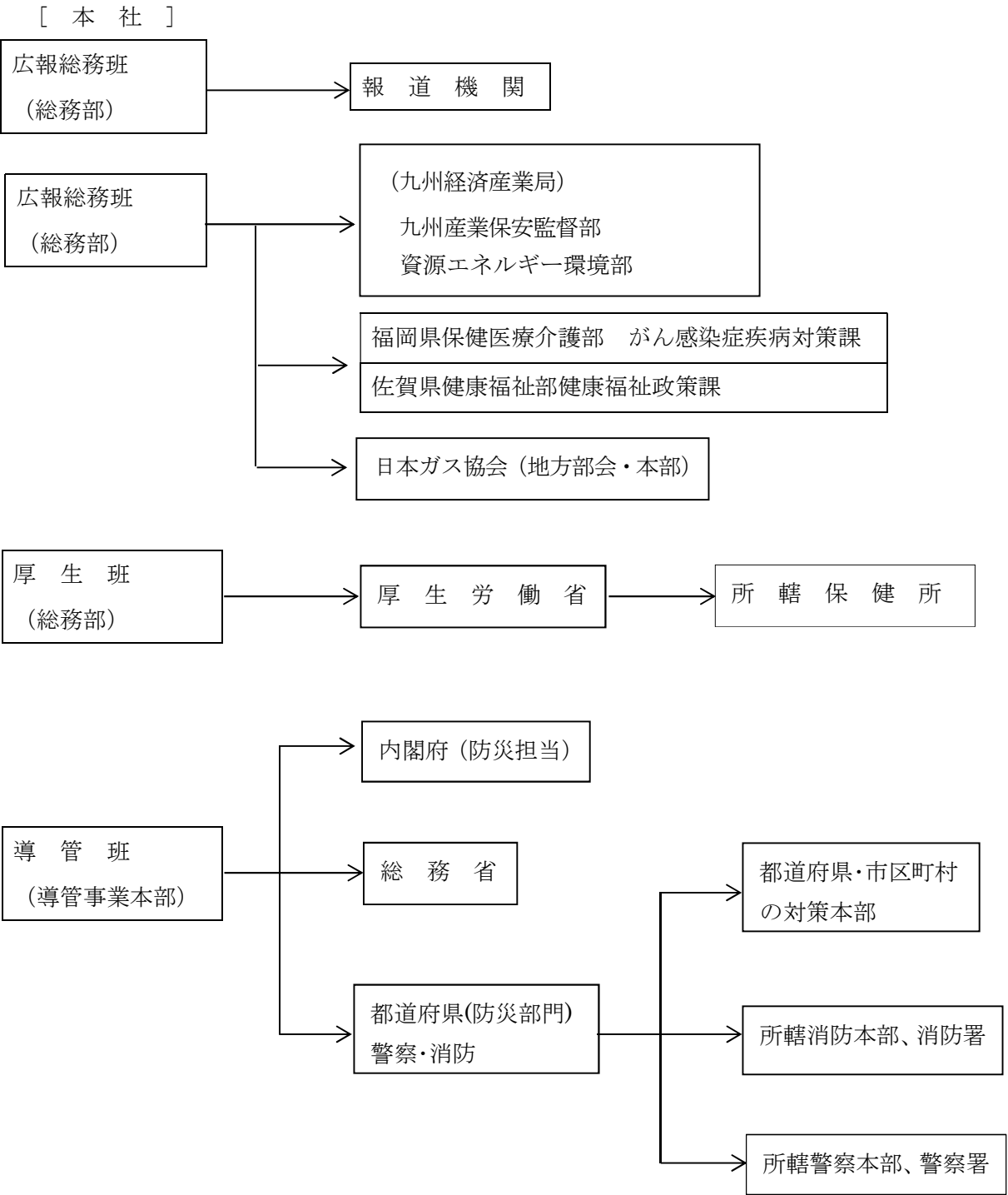
別表第 2

体制発令の代行順位

代行順位	代 行 者
第 1 位 代行者	専務
第 2 位 代行者	取締役経営統括本部長
第 3 位 代行者	取締役導管事業本部長
第 4 位 代行者	取締役営業統括本部長

別表第3

関係機関との情報連絡経路



上記の連携は原則であり、新型インフルエンザ等対策で対応上必要なときは各班で対応する